

社会福祉法人吉田福祉会

定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- ① 老人デイサービス事業の経営
- ② 老人短期入所事業の経営
- ③ 老人居宅介護等事業の経営
- ④ 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護事業の経営
- ⑥ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の経営
- ⑦ 障害福祉サービス事業の経営
- ⑧ 特定相談支援事業の経営
- ⑨ 障害児相談支援事業の経営
- ⑩ 一般相談支援事業の経営
- ⑪ 障害児通所支援事業の経営
- ⑫ 幼保連携型認定こども園の経営
- ⑬ 一時預かり事業の経営
- ⑭ 地域子育て支援拠点事業の経営
- ⑮ 放課後児童健全育成事業の経営
- ⑯ 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人吉田福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するもの

とする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を新潟県燕市に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7名以上 10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1名、事務局員 1名、外部委員 1名の合計 3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 理事長は選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に対して説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ外部委員が賛成することを要する。

(評議員の権限)

第7条 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- 2 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、社会福祉法（以下「法」という。）法第 30 条に規定する燕市長の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 前項の規定による請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - (2) 前項の規定による請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合
- 3 評議員は、理事長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の 4 週間前までにしなければならない。
- 4 評議員は、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の 10 分の 1 以上の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合は、この限りではない。
- 5 評議員は、評議員会及び理事会の議事録について、この法人の業務時間内においては、いつでもこれの閲覧又は謄写を請求することができる。
- 6 評議員は、会計帳簿、各会計年度に係る計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、財産目

録、事業報告書及びこれらの附属明細書並びに監査報告書について、この法人の業務時間内においては、いつでもこれの閲覧又は謄写を請求することができる。

7 評議員は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することのできない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員から、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があった場合は、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。
- 3 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、市長の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 前項の規定による請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - (2) 前項の規定による請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

(招集の通知)

第14条 理事長は、評議員会の開催の1週間前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は評議員の承諾を得て電磁的方法により通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第15条 評議員会に議長を置く。

- 2 議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員により互選する。
- 3 議長の職務及び評議員会の運営に関する事項については、評議員会運営規則に定めるところによる。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議については、その定める特別の割合に当たる多数をもって行う。

理事、監事又は評議員が、その任務を怠ってこの法人に損害を与えた場合の賠償責任を免除するときは、評議員全員の同意

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 5 理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者のうちで得票数の多い者から順に、定数の枠に達するまで選任する。
- 6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

（議事録）

第17条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから議長が指名した議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第18条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、5名を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事（監事が2名以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。
- 3 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第20条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

（理事の職務及び権限）

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しない者である場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。
- 5 理事長以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
 - 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 - 5 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
 - 6 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
 - 7 監事は、理事長及び業務執行理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令等に定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。
 - 8 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
 - 9 この法人が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事がこの法人に対して訴え提起する場合は、当該訴えについては、監事がこの法人を代表する。
 - 10 監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

11 監事は、次の事項についてこの法人に対し請求することができる。

(1) 費用の前払いの請求

(2) 支出した費用及び支出日以後におけるその利息の償還の請求

(3) 負担した債務の債権者に対する弁済の請求

12 監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

(役員の任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める「社会福祉法人吉田福祉会 役員等の報酬並びに費用に関する規程」に基づいて報酬等及び費用を支給する。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引

2 前項に掲げる取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第27条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事

情報を勘案して特に必要と認める場合には、法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。

（責任限定契約）

第28条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠つたことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、一般法人法第115条に定めるところにより、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額とする。

（職員）

第29条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

（構成）

第30条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第31条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会において定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事又は監事から理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集の請求があった場合は、理事長がこれを招集する。
- 4 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした理事又は監事が理事会を招集する。
前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合

- 5 理事会を招集する者は、理事会開催の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会に議長を置く。

- 2 理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。
- 3 議長の職務及び理事会の運営に関する事項については、理事会運営規則に定めるところによる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会への報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第21条第3項の規定による報告については、適用しない。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土 地

- ① 新潟県燕市吉田法花堂字浦田 740 番
同 吉田曙町 857 番 40、857 番 102
所在の太陽の園敷地 3 筆 6,615.31 m²
- ② 新潟県燕市吉田法花堂字浦田 757 番
所在のあったかハート敷地 1 筆 661.77 m²
- ③ 新潟県燕市吉田旭町一丁目 431 番 4

所在のあさひ敷地 1筆 148.00 m²

④ 新潟県燕市粟生津字下組 55 番

所在の敷地 1筆 1,576.66 m²

(2) 建 物

① 太陽の園

所在地 新潟県燕市吉田法花堂字浦田 740 番地

家屋番号 740 番

種類 特別養護老人ホーム

構造 鉄筋コンクリート亜鉛メッキ鋼板葺 2階建

床面積 1階 2,702.14 m²

2階 455.25 m²

② 車庫

所在地 新潟県燕市吉田曙町 857 番地 40

家屋番号 857 番 40

種類 車庫

構造 鉄筋造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 128.00 m²

③ さわらび

所在地 新潟県燕市佐渡山字浦谷地 4141 番地 1、

4130 番地 1、4140 番地 1、4140 番地 2、4141 番地 2、

4130 番地 1 先、4140 番地 2 先

家屋番号 4141 番 1

種類 養護所

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 401.11 m²

④ みなみよした

所在地 新潟県燕市吉田西太田字論手島 264 番地 5、同 吉田西太田

字札木 273 番地 25、同 吉田法花堂字古江 5322 番地 9

家屋番号 264 番 5

種類 養護所

構造 木造かわらぶき平家建

床面積 560.73 m²

⑤ あったかハート

所在地 新潟県燕市吉田法花堂字浦田 757 番地

家屋番号 757 番

種類 作業所

構造 木造かわらぶき平家建

床面積 1階 243.90 m²

⑥ あさひ

所在地 新潟県燕市吉田旭町一丁目 431 番地 8

家屋番号 431 番 8

種類 養護所

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

床面積 540.99 m²

⑦ ひまわりの園

所在地 新潟県燕市吉田大保町 1082 番地 1

家屋番号 1082 番 1 の 3

種類 デイサービスセンター

構造 鉄骨造陸屋根 2 階建

床面積 1 階 768.81 m² 2 階 228.99 m²

(附属建物)

種類 調理室

構造 木造かわらぶき平家建

床面積 59.62 m²

⑧ きららおひさまこども園

所在地 新潟県燕市吉田東栄町 14 番地 1

家屋番号 14 番 1

種類 保育所

構造 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建

床面積 1 階 2,377.87 m²

2 階 213.15 m²

⑨ 土蔵（長善のさと）

所在地 新潟県燕市粟生津字下組 55 番地

家屋番号 55 番の 2

種類 倉庫

構造 土蔵造かわらぶき 2 階建

床面積 1 階 41.31 m²

2 階 31.20 m²

⑩ 長善のさと

所在地 新潟県燕市粟生津字下組 55 番地

家屋番号 55 番の 1

種類 養護所

構造 木造かわらぶき平家建

床面積 506.79 m²

(附属建物)

符号 1 種類 寄宿舎

構造 木造かわらぶき平家建

床面積 99.37 m²

符号 2 種類 寄宿舎

構造 木造かわらぶき平家建

床面積 99.37 m²

⑪ きららにこにこども園

所在地 新潟県燕市吉田西太田字札木 704 番地、704 番地 1

家屋番号 704 番

種類 保育所

構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根平家建

床面積 1,354.13 m²

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第45条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第38条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、燕市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、燕市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、地帯なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事会において定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後3月以内に理事長が次の各

号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならぬ。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の
附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第42条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第43条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第44条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第45条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 介護保険法に定める訪問調査の受託等
- (2) 訪問看護ステーション
- (3) 居宅介護支援事業

- (4) 地域包括支援センターの受託
 - (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による
障害支援区分認定調査の受託
 - (6) 燕市在宅医療・介護連携支援センターの受託
 - (7) 共同住居事業
 - (8) 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解 散

(解散)

第46条 この法人は、法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、燕市長の認可（法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を受ければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を燕市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、社会福祉法人吉田福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

第11章 事務局

(事務局)

- 第50条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 その他の職員は、理事長が任免する。
 - 5 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第12章 補 則

(委任)

- 第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	星野 雄二
理事	石川 宣良
"	青柳 芳郎
"	伊藤 甲子
"	桑名 寅一
"	斎藤 茂子
"	澤 全二
"	滝本 純子
"	塚原 太計男
"	頓所 孫一
"	前山 義正
"	山宮 半治
"	平澤 仁
監事	北村 三代一
"	小林 重成

附 則 平成 6年 3月 3日 この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。

附 則 平成 8年 1月 11日 この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。

附 則 平成 9年 4月 9日 この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。

附 則	平成 10年 3月30日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 10年 6月25日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 11年 7月 1日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 11年 9月30日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 13年10月10日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 14年 7月16日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 15年 6月23日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 15年11月 4日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 16年 2月19日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 16年 5月10日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 16年 7月 9日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 16年10月 8日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 17年 2月24日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 17年 7月13日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 18年 2月23日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 18年 4月 1日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 19年 3月27日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 20年 2月14日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 20年 6月 9日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 21年 7月 1日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 21年10月 1日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 23年 8月 1日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 24年10月12日	この定款は、新潟県知事の認可の日より施行する。
附 則	平成 25年 7月 4日	この定款は、燕市長の認可の日より施行する。
附 則	平成 26年 7月28日	この定款は、燕市長の認可の日より施行する。
附 則	平成 27年 5月27日	この定款は、燕市長の認可の日より施行する。
附 則	平成 28年 2月26日	この定款は、燕市長の認可の日より施行する。
附 則	平成 28年 7月19日	この定款は、燕市長の認可の日より施行する。
附 則	平成 29年 4月 1日	この定款は、燕市長の認可の日より施行する。
附 則	平成 30年10月30日	この定款は、燕市長の認可の日より施行する。
附 則	令和 元年 7月30日	この定款は、燕市長の認可の日より施行する。
附 則	令和 3年12月13日	この定款は、燕市長の認可の日より施行する。
附 則	令和 4年12月 1日	この定款は、燕市長の認可の日より施行する。